令和7年3月17日

求職者支援訓練認定コース募集要項
通常訓練等（令和7年度第2四半期開講分）

1　訓練名称　　求職者支援訓練　通常訓練・短時間訓練等(eラーニングコース(実践コースのみ)を含む)

2　認定申請受付期間　　**令和7年4月1日(火)　～　令和7年4月14日(月)**

3　認定申請受付時間　　午前：9：00～12：00　　午後：13：00～16：00

※　時間厳守：上記の時間以外は申請書の受理が一切できませんのでご注意ください。
郵送の場合でも令和7年4月14日(月)16時必着とします。

4　認定申請受付場所　　独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

沖縄支部　求職者支援課

所在地：沖縄県中頭郡北谷町吉原728－6

TEL：098－921－7827

5　コース募集人員　　**総定員　207名**

（内訳）基礎コース　53　名　（うち新規参入枠　15　名）

実践コース　154　名　（うち新規参入枠　15　名）

令和7年度第2四半期　沖縄県職業訓練実施計画

			第2四半期計	うち新規参入枠
基礎コース			53	(15)
実践コース	デジタル	IT分野 デザイン分野のうちWEBデザイン系	45	(15)
	営業・販売・事務分野		64	
	その他（上記以外）		45	

【地域別・月別計画定員数】

			7月			8月			9月		
			那覇所管轄	沖縄所・名護所管轄	宮古所・八重山所管轄	那覇所管轄	沖縄所・名護所管轄	宮古所・八重山所管轄	那覇所管轄	沖縄所・名護所管轄	宮古所・八重山所管轄
基礎コース			20					15	18		
実践コース	デジタル	IT分野 デザイン分野のうちWEBデザイン系	15			15			15		
	営業・販売・事務分野		16			16			17		15
	その他（上記以外）		15			15				15	

（※1）1申請期間内（四半期）に沖縄県全体において、1訓練実施機関の申請は、基礎コース全分野を通じて3コース、実践コース全分野を通じて2コース（計5コース）を上限とします。

（※2）同一の開講月における認定は、5安定所管轄ごとに同一分野で原則1コースを上限とします。（同一分野とは、基礎コース20分野及び実践コース19分野のそれぞれをいいます。）上表【地域別・月別計画定員数】は、職業訓練を効率的かつ効果的に実施するため、求職者の動向や公共職業訓練の実施状況等を考慮し、定員配分したものです。定員数が記載された地域や月以外の申請も可能ですが、当該計画定員数に基づいた申請を優先して選定を行います。

（※3）各コース・分野・地域ごとに認定された定員について、当該コース・分野・地域の定員に余剰が生じ、他のコース・分野・地域に定員以上の申請があった場合は、余剰分を振替えることがあります。

（※4）新規枠は上限値です。

（※5）令和7年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更があり得る可能性があります。

【1コース当たりの定員について】
1コース当たり定員10名から30名で設定してください。
ただし、分野ごとの認定上限値を限度とします。

6　募集するコースのスケジュールについて

（1）訓練期間・時間
①通常訓練
●基礎コース：訓練期間が2か月以上4か月以下で、訓練時間が全ての月において1か月につき100時間以上、かつ、1日につき原則として5時間以上6時間以下の訓練を設定してください。
●実践コース：訓練期間が2か月以上6か月以下で、訓練時間が全ての月において1か月につき80時間以上、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下の訓練を設定してください。
②短時間訓練
●基礎コース：配慮を必要とする特例求職者等に対して行う、訓練期間が2か月以上4か月以下で、全ての月において訓練時間が 1か月につき80時間以上100時間未満 、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下の訓練を設定してください。
●実践コース：訓練時間が2か月以上6か月以下で、訓練時間が全ての月において1か月につき80時間以上100時間未満 、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下の訓練を設定してください。
③ eラーニングコース（実践コースのみ）：配慮を必要とする特定求職者等に限定して行う、実施日が特定されない科目を含む訓練（1か月につき80時間以上で設定）を設定してください。

※土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日・ウークイ・年末年始（12月29日～1月3日）は原則、訓練休として設定してください。

（2） 訓練開始日　　別添の「開講スケジュール」から選択し、設定してください。

（3） 訓練終了日　　別添の「訓練終了日・日数（参考）」から選択し、設定してください。
なお、参考として訓練日数を記載していますが、 あくまで参考ですので、
訓練カリキュラム（認定様式第5号）には正確な訓練日数を記載してください。

（4） 入所式等の行事　　入所式・ハローワーク来所日・修了式は訓練時間に含めずに設定してください。
※訓練期間には含めてください。
※入所式（オリエンテーション）／1日、ハローワーク来所日／1日～5日、修了式／1日
※eラーニングコースの訓練時間等の設定方法については、
「求職者支援訓練（eラーニングコース）の
認定申請書を提出するに当たっての留意事項」をご参照ください。

（5） 訓練予備日の設定　　**訓練予備日を設定する場合は、7～10月の各支給単位期間の後半に設定してください。**
例年7～10月の間は台風等により訓練を実施できないことがあるため、
受講生の習熟度合いに影響がなく、かつ認定基準を満たす場合に限り、当該期間を含む支給単位期間ごとに1日、平日に訓練休（予備日）を設けることを可能とします。
また、あくまで“訓練予備日”であるため、**訓練実施予定日に台風等で休講となった際は、当該訓練休を訓練実施日に振替できるよう実施体制を取るとともに、受講生にも訓練予備日の主旨を訓練開始時に必ず説明してください。**
なお、必ずしも訓練予備日にのみ振替を行う必要はありません。

（6） キャリアコンサルティング　　訓練期間中に個人を対象として3回以上設定してください。
ジョブ・カードの概要説明ジョブ・カード・集団面接指導等は、集団形式で行っても差し支えありませんが、その後、
必ず個別にキャリアコンサルティングを行ってください。
原則として、個別に行うキャリアコンサルティングは
訓練時間外の設定となります。
また、訓練を受講する期間が3か月に満たない場合は1か月に
1回以上行ってください。

7　申請書類作成方法等について

（1） 当機構本部のホームページに掲載されている**「求職者支援訓練の認定基準等について」「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定基準等について」により、認定基準等を十分ご確認ください。**

（2） **当機構本部のホームページに掲載されている「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」及び「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」等（評価シート作成マニュアル、カリキュラム作成ナビなど）に注意し、漏れなく確実に申請書類を作成してください。**

※ご不明な点は、上記4までお問い合わせください。

8　選定方法について

「求職者支援訓練の選定方法」をご確認ください。

https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html

9　認定通知予定日

令和7年5月16日(金)

※審査状況に応じて通知日がずれる場合があります。

10　その他の留意事項

（1）　訓練終了後に提出いただく就職状況報告書等については、提出期限が過ぎても未提出であった場合、就職率及び就職状況回収率が0%となりますのでご注意ください。

（2）　以下の書類については、別添「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」に記載がありませんが、添付漏れ等がないようご注意ください。

・訓練実施施設（教室・実習室・事務室・キャリアコンサルティングを行う部屋等）の写真（認定様式第3号の添付書類）

（3）　講師要件については、5年以上等の実務経験に加えて、担当科目に関する指導等業務の経験が必須となっていますのでご注意ください。

なお、指導等業務とは、集合研修形式をもって行なった指導等であり、OJTや個別指導は該当しません。

（4）　指定来所日については、原則として事前に認定申請分野ごとに曜日を設定していますが、申請状況（開講時期や実施管轄の重複等）により、日程の変更を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

（5）　災害補償制度への加入については、**「訓練の内容に起因して発生することが想定される負傷、疾病全般を補償」**する保険に加入いただく必要があります。

また、施設所有者が管理者としての法的責任を問われる場合のみしか補償対象とならない施設賠償責任保険は認められません。

（6）　新聞広告、リーフレット広告等は、当支部と労働局で審査を行なうため、広告案を認定申請時に提出するようご協力をお願いします。（審査に時間を要するため、認定申請後に提出された広告等は募集開始までに使用許可が出せない場合があります。）

（7）　原則として、申請いただいた内容は一部の事項を除き、変更することはできませんのでご留意ください。

申請内容を無断で変更する場合は認定取消となる可能性があります。

※「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」「認定後の内容の変更」参照

（8）　申請書提出に係る混雑を避けるため、申請書受付最終日の前開庁日及び最終日（令和7年4月11日（金）、14日(月)）の2日間については、申請書の受理のみとします。したがって、申請書提出に係る相談の受付は令和7年4月10日(木)までとします。

（9）　申請書の受理をした日以降に申請書に係る重大な不備（添付書類漏れ、認定基準外、指定書式以外の申請書等）が発覚した場合は、申請書の受理を取消し、申請書を返却する場合もありますので、提出の際は、十分ご確認のうえ、提出をお願いします。

（10）　申請書は、必ず当支部のホームページからダウンロードしたものをお使いください。

（11）　申請書の提出については紙媒体により申請する場合は、紙媒体で1部のほか申請後の審査等に使用するため、申請書の電子データ　(Excelファイル)を**令和7年4月14日（月）（必着）**までに電子メールにて送信いただきますようお願いします。

なお、個人情報の漏洩等の不測の事態に備え、送信の際は、電子データに当支部が指定するパスワードの設定（zip形式等に圧縮）をしていただきますようお願いします。

送信先アドレス：Okinawa-vcq@jeed.go.jp